

# 雪国住宅太陽光発電普及（建築様式別ガイドブック作成調査）業務委託仕様書（案）

## 1 業務委託名

雪国住宅太陽光発電普及（建築様式別ガイドブック作成調査）業務委託

## 2 目 的

豪雪地域では、太陽光発電に関する十分な情報がなく、需要側（家主）、供給側（メーカー・施工業者）とも、設置を検討できない状況にある。

このため、積雪地の建築様式の類型化と設置可能な太陽光発電システムの検討を行い、ガイドブックとして示すことにより、需要側には導入の検討を、供給側には市場への参入を促し、雪国における太陽光発電の普及を図り、もって雪国における建物の太陽光設置促進を図る。

## 3 履行期間

契約の日から令和7年3月28日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### （1）建築様式及び太陽光発電システム設置状況等調査【設置対象建築物・システム設置状況等調査】

○北信地域6市町村のうち、建築基準法に基づき定められた垂直積雪量2メートル以上の区域を対象地域とし、積雪量に応じたサンプリング調査エリアを選定する〔12エリア程度設定〕。

（参照：<https://www.pref.nagano.lg.jp/hokuken/kenchiku/suichokusekisettsu.html>）

①公道を自動車／徒歩等で映像撮影する〔60日間程度で調査〕。

（不足部分はWEBマップサービス等により補足調査）

②映像等から建築様式を類型化し、太陽光発電システム設置状況を整理する（建築物同一敷地内に設置されている太陽光発電システム含む）。

③頻度の多い20～30種類の建築様式類型毎に、対象地域全域での建築棟数を推計分析する。

④②の類型化後、太陽光発電システムが設置されている建築様式の類型及び（2）②で調査する設置費用について、委託者に中間報告を行う（次年度以降の施策検討のため）。

### （2）建築様式毎の設置方法検討【システム開発、設置方法検討のための専門家等ヒアリング】

①豪雪地域の住宅太陽光発電システムに求められる仕様について、関係者ヒアリングを実施する。→有識者※、業界団体、国内主要メーカー〔10者程度ヒアリング〕

②既設住宅のエネルギー使用量、利用状況、設置費用等のヒアリングを行い、効率的な設置方法検討のための電力需要影響要因調査・分析を行う。

→既設住宅主、設置事業者ヒアリング〔20～30件程度ヒアリング〕

③建築様式の類型ごとの太陽光発電システム・設置方法について、関係者ヒアリングを実施し、ガイドブックに掲載するシステム・設置方法の検討を行う。

→有識者※、建築関係団体、国内主要メーカー等ヒアリング〔10者程度ヒアリング〕

※有識者には謝金等の支払いを県規定に準じて実施（2時間×20回）

（6,450円／人・時間、来県の場合、旅費は東京往復を想定）

### （3）ガイドブック及びHP用データ作成並びに情報発信【とりまとめ内容の普及啓発】

①（1）（2）の内容について、ガイドブックを作成する。

ガイドブックは、別添「雪国住宅太陽光発電ガイドブックの構成（案）」を参考に構成を委託者と協議の上決定する。また、委託者の指示に従い、ガイドブックに掲載する図表、イラスト、写真等の収集及びデザインを行い、印刷原稿の電子データを作成の上、次の仕様により印刷製本を行う。

区 分	ガイドブック仕様
印刷内容	A4版・両面印刷・32ページ程度
色 数	カラー
製 本	無線綴じ
印刷部数	10,000部
校 正	文字校正・色校正 各2回
そ の 他	電子データ（Word、Excel、PowerPoint等の編集可能な形式と、PDF形式の2種類）も併せて納品すること。

なお、印刷製本に当たっては、令和6年度長野県グリーン購入基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。（契約時点で最新版がある場合は最新版を適用すること。）

（参考）令和6年度長野県グリーン購入推進方針

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/hozen/green.html>

また、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
 この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に関する判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製している  
 なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は委託者と協議の上、適切な表示を行うこと。

- ②ガイドブックの内容について、HP用データを作成（県が作成予定のHP内に掲載）する。HP用データには、わかりやすい情報発信のため、説明動画等を加える。  
 （説明動画等は、施主又は設置事業者・設計士向けに、重要な項目を選んで計10本程度を作成することを想定。有識者による説明・監修も想定し、謝金等の支払いを実施（2時間×10回））
- ③建築士、設置事業者向け説明会等を開催（令和6年度中1回以上開催）する。  
 委託者が開催するゼロカーボンミーティング及び市町村広報等による情報発信に協力して、資料提供、説明等を行う。

## 5 想定スケジュール（網掛けの矢印部分が受託者実施部分）

項目	年 度												R7以降
	R 6												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(1)建築様式等調査	①公道からの映像撮影	7/7選定	→		60日間程度								
	②映像分析／様式類型化			→									
	③需要量等推計			→									
	④類型等の中間報告				→								
(2)建築様式毎の設置方法検討	①発電システム関係者ヒアリング			→		10者程度							
	②既設住宅使用量ヒアリング			→		20～30件程度							
	③分析及び設置方法検討		補足ヒアリング及び検討		→								
(3)ガイドブック及びHP用データ作成	①ガイドブック作成				構成検討・印刷		→						
	②HP・説明動画作成			動画撮影・HPデータ作成		→							
	③説明会開催				説明会（R7以降は動画等活用）		→						
普及体制等の検討	①取組・推進体制等検討		掲載情報活用方法・推進組織検討		→								
	②事業地や事業費確保		（展開例：設置補助金・検証場所の確保等）		→								

○家主・住民向け説明会  
 ⇒ゼロカーボンミーティング等  
 ○事業者向け説明会開催  
 ⇒業界団体等と連携

## 6 成果品の提出

### (1) 成果物の内容及び形式等

本業務の成果物は以下のとおりとする。

電子データの形式は委託者と受託者で別途協議して定めるものとするが、特段の指定がない場合は、Word、Excel、PowerPoint等の編集可能な形式と、PDF形式の2種類を提出するものとする。また、電子データはCD-R等の電子記録媒体に保存して提出する。

番号	業務内容	成果物の内容	形式及び部数等
1	全体	業務全体を総括し、概要をまとめた本業務委託に関する完了報告書	書面2部及び電子データ
2	業務内容4(1)	類型化した建築様式毎の太陽光発電システム設置状況等（映像画像（静止画像）含む）	
3		対象地域全域での需要量推計方法及び内容データ	

4	業務内容 4 (2)	豪雪地域の住宅太陽光発電システムに求められる仕様のヒアリング内容記録(ヒアリング先、ヒアリング内容)	書面2部及び 電子データ
5		既設住宅エネルギー使用量等のヒアリング内容	
6		効率的な設置方法検討のための電力需要影響要因調査及び分析の内容	
7		建築様式類型ごとの太陽光発電システム・設置方法等のヒアリング内容記録及び検討の内容	
8		上記において、詳細図等をCADで作成する場合は、その電子データ	
9		番号4～7において有識者へのヒアリング等行った場合は謝金等の支払いを証する書類	書面2部及び 電子データ
10	業務内容 4 (3)	ガイドブックについては、4 (3) ①に記載のとおり	
11		HP用データの形式については、委託者と受託者で別途協議して決定	
12		説明会等については、その概要	
13		番号4～7において有識者へのヒアリング等行った場合は謝金等の支払いを証する書類	
14	その他	その他委託者が必要と認めるもの	

## (2) 提出場所

長野県北信地域振興局環境課（長野県中野市壁田955）

## (3) 提出期限

各成果品の提出期限については、令和7年3月28日（金）とする。ただし、必要に応じて、別途協議の上、各成果品の納入期限を定めることができるものとする。

## 7 業務実施体制

受託者は、本業務を円滑に遂行させるため、管理技術者を選任し、委託契約締結後速やかに、管理技術者の氏名及び連絡先を北信地域振興局環境課に提出するとともに、業務を円滑に遂行できるよう、十分な体制をとるものとする。

また、変更があった場合も同様とする。

## 8 業務に要する経費の限度額

9,999,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 9 その他

- (1) 当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (3) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、月1回程度、北信合同庁舎等において打合せを行い、業務全体の進捗状況について報告すること。また、協議を要する事項や提案事項等がある場合は随時委託者に報告し、必要に応じ面談等により打合せを行うとともに、その結果を委託業務に反映させること。
- (5) 本業務に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、契約金額の支払いと同時に委託者に移転するものとする。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。これは、契約の解除後及び契約期間満了後においても同様とする。